

お問い合わせ先

三好市 企画調整課

電話 72-7607・ファックス 72-7202
kikakuchousei@city.tokushima-miyoshi.lg.jp

第2回まちづくり条例策定審議会が 開催されました

10月25日（火）に第2回まちづくり条例策定審議会が開催され、市民委員会の提言にもとづいて起草部会で作成した条文案をもとに、審議が行われました。

条文の総則（条文の目的、用語の定義、まちづくりの基本理念）では、「市民の定義」が議論になりました。結論としては、三好市に住所を有する人だけでなく、在勤、在学者および事業者も含めて市民とすることで合意されました。事業者とは事業を営む個人や法人だけでなく、市内で活動する団体、NPOなども含み、市民としての役割や責務を果たすことが求められます。

次に、市民に関する条文を検討しました。市民に関する条文は、「市民の権利」「市民の役割・責務」「事業者の責務」「地域のまちづくり活動」「人口減少地域への支援」の、5つの条文があります。事業者の責務として「まちづくりに寄与するよう努める」「自然環境の保全に努める」こと

が盛り込まれています。また自治会活動など地域のまちづくり活動について「市民は地域の一員として参加協力するよう努めること」「市は地域自治組織や市民活動団体に対する支援に努めること」などが盛り込まれました。三好市の特性として過疎地域や限界集落の問題などがあります。これについては「人口減少地域への支援」という条項をもうけて、市は「総合的な支援を講じる」ことが盛り込まれました。

市長等の責務に関する条文では、市長は常に市民の声を聴き、「将来を見据えたまちづくりの推進に努める」ことや「まちづくりのビジョンや基本方針」を示すことなどが盛り込まれました。

また市の職員に対しては「全体の奉仕者」であるということを認識して職務を遂行することや、地域の一員として「自主的に地域のまちづくり活動への参加に努める」ことなどが盛り込まれました。

第3回審議会は、11月16日（水）、18時から三好市役所本庁舎第1会議室にて開催しました。審議会の内容は、今後も市報にてお伝えする予定です。

また、条例案が策定されましたらパブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意見をいただくこととしています。

